

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◆ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保険医療機関等の指定(保険課)
- ◆ 告 示 国定公園の公園事業の一部の決定(自然保護課)
計量器の定期検査の期日の変更(商工指導課)
- ◆ 告 示 土地改良事業の認可(農村整備課)
- ◆ 告 示 土地改良事業の工事の完了(二件)(シ)
- ◆ 告 示 土地収用法による事業の認定(管理課)
- ◆ 教委告示 平成五年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針(教職員課)
- ◆ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◆ 公 告 職業能力開発促進法による技能検定の実施(労政・能力開発課)

告 示

鳥取県告示第七百十八号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	題 名	書 号	発 行 記 号 等	類 別	表示された発行所名
4543	雑誌の地の刊行物	愛嫁		ISBN 06-2532 BW-48	雑誌	J. T. S 出版
4544	"	裸婦		ISBN 06-2532 BW-49	雑誌	J. T. S 出版
4545	"	舞曲		ISBN 06-2532 BW-50	雑誌	J. T. S 出版
4546	"	夏の妹		CZ-75	雑誌	ヤングフレンド
4547	"	URECCO	5月号	雑誌 0185 1-5	雑誌	大洋図書
4548	"	やくらんぼ通信	5月号	雑誌 1401 3-5	雑誌	大洋図書
4549	"	告白ニヤン倶楽部	5月号	雑誌 069 8-3-5	雑誌	株式会社白夜書房
4550	"	マスカットノート	5月号	雑誌 0834 5-5	雑誌	株式会社大洋書房
4551	"	オレンジ通信	6月号	雑誌 F021 89-6	雑誌	株式会社東京三世社

4552	〃	美少女CLUB 6月号	雑誌 0763 5—6	株式会社サン出版
4553	〃	投稿ニヤンニヤン写真 6月増刊号 とびきり美少女	雑誌 1674 8—06	株式会社サン出版
4554	〃	ピデオフラッシュ 9月号	雑誌 1337 9—8	株式会社浪速書房
4555	〃	スーパーギャルズ・ナウ 9月号	雑誌 1544 1—9	シュベール出版株式会社
4556	〃	ザ・ナインMAGAZINE 9月号	雑誌 1440 09—9	株式会社司書房
4557	〃	ザ・ヒットMAGAZINE 10月号	雑誌 1413 5—10	三和出版株式会社
4558	〃	放課後ラソデラー	なし	茜新社
4559	〃	まんがシャワー 9月増刊号 COMIC Mate	雑誌 1840 0—9	株式会社一水社
4560	〃	GOKKUN	雑誌 5815 0—14	シュベール出版
4561	〃	猫じゃ猫じゃ 1	雑誌 5111 1—72	大洋図書
4562	〃	カルテの中の性体験	雑誌 5321 1—55	司書房
4563	〃	COMIC SHAKE 9月号	雑誌 1378 1—9	株式会社東京三世社
4564	〃	ロマンな二人	雑誌 5775 0—26	富士美出版
4565	〃	いたずらしないで!	なし	フランス書院
4566	〃	コーソソ注意報	なし	フランス書院
4567	〃	ダイヤル日を廻せ!	なし	フランス書院

4568	〃	美顔のおふない夜	なし	フランス書院
4569	ピデオター	ヤリ過ぎ腰くだけ	UP—0 09	ZOOM—UP

(注) 指定番号欄の〇印は、少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第七百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定により告示する。

平成四年九月一日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
本荘歯科医院	鳥取市古海六七三—三	平成四年八月十八日
鳥取医療生協鹿野温泉病院	気高郡鹿野町大字今市二四二	平成四年八月二十日
鳥取薬局	鳥取市相生町二丁目五一—一	平成四年八月二十一日
辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五一—一	平成四年八月三十日

福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六一一	平成四年七月二十七日
クリ内科胃腸科 クリニック	米子市西福原七二三	平成四年八月一日
健クリニック	米子市中町二二三一三	"
医療法人社団清 仁会野坂医院	米子市上新印二五六一六	"
医療法人社団清 仁会野坂医院 分院	米子市蚊屋二八一二	"
医療法人社団な がせ歯科医院	境港市湊町一五〇	"
おおの小児科内 科医院	米子市東福原六七四一一	平成四年八月十七日
入江歯科医院	八頭郡八東町大字安井宿一〇二一一	平成四年八月十八日
たなか小児科医 院	鳥取市興南町七六	平成四年八月一日
佐々木歯科医院	鳥取市商業町一五六一三	"

鳥取県告示第七百二十号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成四年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公園事業の名称 区 間

三国山登山線道路（歩道）
 起点 八頭郡佐治村（尾際・国定公園境界）
 終点 八頭郡佐治村（中・国定公園境界）
 起点 八頭郡佐治村（中・国定公園境界）
 終点 八頭郡佐治村（三国山山頂）

鳥取県告示第七百二十一号

平成四年七月鳥取県告示第六百三十一号（計量器の定期検査について）の一部を次のように改正する。

平成四年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表中

平成四年十月二日

を

平成四年十月九日

に改める。

鳥取県告示第七百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米川土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業米子市中海干拓地地区維持管理）を平成四年八月二十六日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成四年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
気高町	団体営ほ場整備事業（同和対策）下光元地区ほ場整備	昭和五十六年三月三十一日

鳥取県告示第七百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
三朝町	土地改良総合整備事業（一般）助谷地区区画整理	平成三年十二月二十六日
"	土地改良総合整備事業（小規模排水）曹源寺地区区画整理	平成三年三月二十五日
"	土地改良総合整備事業（小規模排水）神倉地区ほ場整備	昭和五十六年五月十日

鳥取県告示第七百二十五号

土地改良総合整備事業（小規模排水）吉尾地区暗きよ排水、農道舗装
農村基盤総合整備事業穴鴨第一地区ほ場整備
農村基盤総合整備事業穴鴨第二地区ほ場整備

地区再編農業構造改善事業門前地区区画整理
地区再編農業構造改善事業福山地区ほ場整備

構造政策推進モデル集落整備事業恩地区区画整理
農村地域農業構造改善事業東小鹿地区ほ場整備

昭和三十八年五月三十一日	昭和三十七年六月三十日	平成二年三月二十日	昭和五十五年四月三十日	昭和五十六年三月二十日	昭和六十年三月十五日	平成三年八月十日
--------------	-------------	-----------	-------------	-------------	------------	----------

鳥取県告示第七百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
用瀬町
- 二 事業の種類

用瀬町農村環境改善センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡用瀬町大字別府字出井ノ上地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

用瀬町役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

平成5年度鳥取県立高等学校入学者選抜を、次の方針により実施する。

平成四年九月一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成5年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

鳥取県教育委員会

1 基本方針

平成5年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて行うものとする。

2 調査書

(1) 調査書は、平素の学習の記録、行動及び性格の記録等について記入するものとする。

(2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数値化して評定点とする。
また、第3学年の選択教科のうち英語以外の教科については、5段階評定とする。

また、第3学年の選択教科のうち英語以外の教科については、5段階評定とする。

3 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

ただし、定時制課程（夜間に限る。）については、3教科とする（国語は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受検する。）。

(2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出题する。

イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。

なお、国語には作文、英語には聞取りを出题する。

(3) 実施期日

平成5年3月10日（水）

(4) 実施時間

午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

4 面接

入学志願者全員に対して実施する。

- (1) 実施期日
平成5年3月10日(水)又は同月11日(木)
 - (2) 実施方法等
別に定める。
- 5 実技検査
高等学校長は、学科・コースの特性に応じて実施することができる。

- (1) 実施期日
平成5年3月10日(水)又は同月11日(木)
- (2) 実施方法等
別に定める。

6 出願

- (1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。
- (2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回限り志願を変更することができる。

7 選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書を主体とし、学力検査の成績を併せて、次の方法によって選抜を行う。

なお、選考に当たっては、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以外の記録(第3学年の英語以外の選択教科の学習の記録を含む。)、面接の結果、実技検査の結果等について、公正かつ必要な限度において加味する。

(1) 第1次選考

調査書の学習の記録のうち、第3学年の各教科(選択教科は、英語のみとする。以下同じ。)の合計評定の上位のものから順に募集定員の70パーセント以内にある者で、学力検査の成績(総得点)が定員点の90パーセント以上のものについて選考する。

- (2) 第2次選考
第1次選考以外の者について、第3学年の各教科の合計評定と学力検査の成績(総得点)との総計の上位の者から選考する。

8 海外帰国子女に対する配慮

海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。

なお、海外帰国子女とは、次の各項のいずれにも該当する者とする。

(1) 帰国後の期間

帰国した日から入学選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以内

(2) 外国における在住期間

帰国時からさかのぼり継続して1年以上

9 再募集

合格者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。

10 推薦入学

高等学校長は、学科・コースの特性に応じて、推薦入学者の選抜を実施することができる。ただし、コース制を設けていない普通科は除く。

(1) 実施期日

平成5年2月4日(木)

(2) 実施方法等
別に定める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成四年九月一日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名					
ぱちんこ遊技機	ボクシング4	京楽産業株式会社					
〃	ボクシング5	〃					
〃	スナイパー2	〃					
					CRフラクレーション		
					スーパージェット2		
					スーパージェット3		
					スーパージェット4		
					キングダム2		
					ルーキーVZP-2	株式会社ソフアイア	
					プリプリショットP-2	〃	
					CRうちどめくん	〃	
					熱血シューター部	〃	
					ササソククロスβ-2	奥村遊機株式会社	
					ササソククロスβ-1	〃	
					ストライカー	〃	
					カーニバル	〃	
					ピクトリ-5	株式会社高尾	
					ピラミッド2	〃	
					フーメイド2	〃	

”	エンジン	有限会社銀座
”	グッドタイムソング	”
”	パッションDX	太陽電子株式会社
”	サンフラワー2	”
回胴式遊技機	ペガサス412	株式会社パール工業
アレンジボール遊技機	マジカルタイム	サミー工業株式会社

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成4年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

平成4年9月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 実施する検定職種
 機械加工、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備、

紳士服製造、プラスチック成形、さく井、鍛造、工場板金、ローブ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、和裁、木工機械整備、石材施工、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテントウール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、塗装、電子回路接続及びパソコン施工

2 検定の等級

1の職種のうち、機械加工、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備及びプラスチック成形については特級として、機械検査、機械保全、油圧装置調整及び紳士服製造については特級、1級及び2級に区分して、電子回路接続及びパソコン施工については単一等級として、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成4年12月11日（金）から平成5年2月28日（日）までの間に

において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成4年12月1日(火)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査(1級及び2級)、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造(1級及び2級)、和裁、木工機械整備、配管、型枠施工及び鉄筋施工	平成5年2月7日(日)
機械加工、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、機械検査(特級)、機械保全(特級)、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整(特級)、建設機械整備、紳士服製造(特級)、プラスチック成形、さく井、工場板金、ロープ加工、空気圧装置組立て、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテソクォール施工、機械・プラスチック製図、塗装及びバルコニー施工	平成5年2月14日(日)
機械保全(1級及び2級)、油圧装置調整(1級及び2級)、半導体製品製造、プリント配線板製造、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、菓子	平成5年2月21日(日)

製造、ガラス施工、テクニカルイラストレーショ
ン、電気製図及び電子回路接続

イ 実施場所

別添鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成4年10月2日(金)から同月14日(水)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、62円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等			
(1) 受検手数料			
ア 実技試験の受検手数料	検 定 職 種	手 数 料	
	機械加工	13,800円	半導体製品製造
	金属プレス加工	13,800円	プリント配線板製造
	電気めっき	13,800円	空気圧装置組立て
	仕上げ	13,800円	農業機械整備
	機械検査	13,800円	冷凍空気調和機器施工
	特 級	13,800円	ニット製品製造
	1級及び2級	10,000円	婦人子供服製造
	機械保全	13,800円	和裁
	特 級	13,800円	木工機械整備
	1級及び2級	13,800円	石材施工
	電子機器組立て	13,800円	パン製造
	電気機器組立て	13,800円	菓子製造
	油圧装置調整	13,800円	水産練り製品製造
	特 級	13,800円	建築大工
	1級及び2級	12,000円	かわらぶき
	建設機械整備	13,800円	配管
	紳士服製造	13,800円	型枠施工
	特 級	13,800円	鉄筋施工
	1級及び2級	12,000円	コンクリート圧送施工
	プラスチック成形	13,800円	防水施工
	さく井	13,800円	カーテンウオール施工
	鍛造	13,800円	ガラス施工
	工場板金	13,800円	テクニカルイラストレーション
	ロープ加工	13,800円	機械・プリント製図
			8,500円

電気製図	8,500円
塗装	12,000円
電子回路接続	13,800円
バルコニー施工	13,000円

1 学科試験の受検手数料

2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成5年3月29日(月)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の氏名は、平成5年3月30日(火)の鳥取県公報で公示する。

8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課(電話0857-26-7222)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。